整理番号 中卸-条不-14

不利益処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	中央卸売市場 本場 (06-6469-7955) 東部市場 (06-6756-3901) 南港市場 (06-6675-2010)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	仲卸売場等の使用許可の取消し、制限、停止
概要	仲卸業務の認定が取り消されたときは、当該認定を取り消された者に係る仲卸売場等の使用の許可を取り消します。 また、偽りその他不正の手段により仲卸売場等の使用の許可を受けたとき、建物又は付属設備を損傷する恐れがあるとき、管理上支障があるときその他市長が不適当と認めるとき、又は大阪市中央卸売市場業務条例に違反し、又は大阪市中央卸売市場業務条例に基づく指示に従わないときは、仲卸売場等の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することがあります。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第56条第6項及び第7項(昭和46年条例第40号) (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
	◎中央卸売市場業務条例第29条第1項若しくは第2項又は第69条第2項第3号の規定により仲卸業務の認定が取り消されたときは、当該認定を取り消された者に係る仲卸売場等の使用の許可を取り消します。
	◎仲卸売場等の使用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することがあります。(1) 偽りその他不正の手段により仲卸売場等の使用の許可を受けたとき(2) 建物又は付属設備を損傷する恐れがあるとき、管理上支障があるときその他市長が不適当と認めるとき(3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき
	○上の各号のいずれかに該当するときの処分の量定は、市場の適正・健全な運営への影響の程度、他の取引参加者の不利益の程度、仲卸業者の過失の程度その他の事情を総合的に考慮して定めます。
処分基準	
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html
備考	